

平塚市生産緑地地区追加指定基準

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定による市街化区域内の農地等について、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、次に定めるところにより、生産緑地地区の追加指定を行うものとする。

1 追加指定の要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 適正に肥培管理がなされている農地等であること。
- (2) 営農行為が継続できること。
- (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条に規定する道路に 2 メートル以上接していること。
- (4) 市街化区域内にある農地等で、300 m²以上の規模の区域であること。

2 追加指定の基準

地域の実情を踏まえた都市計画決定権者の判断により、追加指定を行うことができるものとして、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新たに追加指定する場合、次に掲げる公共施設等の敷地の用に供する土地として計画的に確保すべき農地等であること。

ア 都市計画施設の区域内の農地等

イ 平塚市まちづくり条例（平成 19 年条例第 23 号）で定められたまちづくり基本計画に基づき、公共施設等として将来整備が検討されている区域又はそれに準ずる区域に存すると判断される農地等

ウ 災害時の避難場所等として災害対策の観点から効果が期待できる農地等

エ 市民農園等として利用している又は利用できる農地等

オ 生活の中で身近に緑に触れ合える場等としての緑地機能を発揮できる農地等

- (2) 既に指定された生産緑地地区に追加指定する場合、次に掲げる農地等であること。

ア 追加指定することにより、既に指定された生産緑地地区の一体化又は既に指定された生産緑地地区の整形化が図られる農地等

3 再度の追加指定等

法第 10 条第 1 項前段の申出基準日を経過し、かつ、法第 10 条の 2 第 1 項の規定による特定生産緑地に指定していない生産緑地地区と同一の区域であるときは、既決の生産緑地地区を廃止すると同時に再度の追加指定を行うことができる。

4 その他

生産緑地地区の追加指定については、前2項の定めによるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、「平塚市生産緑地地区追加指定に係る運用・取扱い」の定めるところによるものとする。

附 則

この指定基準は、決裁の日（平成11年5月10日）から施行し、見直しの必要が生じた場合について変更を行う。

附 則

この基準は、平成14年5月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年6月3日から施行する。